

回 覧									

町会のみなさまへ

日本年金機構 金沢北年金事務所長

国民年金制度のお知らせについて

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、日本年金機構では、公的年金制度の趣旨や仕組みを分かりやすく伝えるさまざまな取組を行っています。

このたび、皆さまに公的年金制度に対する理解を深めていただきたく、国民年金のリーフレットをご用意しましたので、ぜひご覧ください。

● 国民年金保険料の未納を防ぐために…免除・納付猶予制度の申請を！

退職・失業や新型コロナウイルス感染症の影響等による「特例免除制度」があります。また、出産された方には、「産前産後期間の保険料免除制度」があります。

● 令和4年5月よりマイナポータルから国民年金手続の電子申請ができます

国民年金加入の届出、免除・納付猶予申請や学生納付特例申請が電子申請できます。「マイナポータル」と「ねんきんネット」をつなげると、さらに便利です。

◎ 国民年金保険料の納付は口座振替やクレジットカードによる納付が便利です。年度途中の場合は、申出月からの「納付書による前納（割引あり）」がお得です。

— 詳細は日本年金機構ホームページ <https://www.nenkin.go.jp/> をご覧ください —

【お問い合わせ先】

日本年金機構金沢北年金事務所 国民年金課

〒920-8691 金沢市三社町 1-43

電話番号：076-233-2021（自動音声②→②）

国民年金保険料の未納を防ぐために…

免除・納付猶予制度の申請を！

国民年金保険料は毎月納めていただきますが、収入の減少や失業等により、保険料を納めることができなくなることもあります。

しかし、保険料を未納のままにしておくと、将来の年金（老齢年金）や、障害や死亡といった不測の事態が生じたときに「障害年金」や「遺族年金」を受け取ることができない場合があります。

そのような状況を防ぐため、本人からの申請により、保険料が「免除」または「納付猶予」される制度があります。

①免除（全額免除・一部免除）制度

本人、配偶者、世帯主それぞれの前年所得が一定額以下の場合に、保険料が全額免除または一部免除となります。

なお、一部免除は、減額された保険料を納めないと未納期間となりますので、必ず納めてください。

②納付猶予制度

50歳未満の方で、本人、配偶者それぞれの前年所得が一定額以下の場合に、保険料納付が猶予されます。

免除を受けるための「所得」の目安 【単位：万円】

世帯構成	免除等の種類 全額免除 納付猶予	一部免除		
		3/4 免除	半額免除	1/4 免除
4人世帯 (夫婦、子ども2人の場合)	172 (257)	240 (354)	292 (420)	345 (486)
2人世帯 (夫婦のみの場合)	102 (157)	152 (229)	205 (304)	257 (376)
単身世帯	67 (122)	103 (158)	151 (227)	199 (296)

() 内は収入額

*表は標準的なモデルをもとに計算しています。

*所得の種類や控除額などによって、免除に該当しない場合もありますので、ご了承ください。

【学生の方は、学生納付特例をご利用ください】

学生の方で本人の所得が一定額以下の場合には、申請により、保険料納付が猶予される「学生納付特例制度」を利用することができます。（学生納付特例に該当する方は、上の①②の申請はできません）

手続き方法は日本年金機構ホームページでご確認ください。

免除・納付猶予制度の申請方法は

「国民年金保険料免除・納付猶予申請書」を、お住まいの市（区）役所・町村役場の国民年金担当窓口または年金事務所に提出してください。（郵送も可）

■過去2年までさかのぼって免除申請ができます

平成26年4月より、過去2年（申請月の2年1カ月前の月分）まで免除を申請できるようになりました。過去2年間に国民年金保険料の未納期間がある方は、お近くの年金事務所へお問い合わせください。

■未納だと損をします！「納付・全額免除・一部免除・納付猶予」と「未納」の違い

年金への影響	納付状況等	納付	全額免除	一部免除	納付猶予 (学生納付特例)	未納
老齢・障害・遺族基礎年金の 受給資格期間に…		含まれる	含まれる	含まれる	含まれる	含まれない
老齢基礎年金の年金額に…		計算される	計算される(注1)	計算される(注2)	計算されない	計算されない

(注1,2) 保険料を全額納めた場合と比べて、受け取る年金額の割合は以下のとおりとなります。

- 全額免除の場合…2分の1
- 3/4免除の場合…8分の5
- 半額免除の場合…4分の3
- 1/4免除の場合…8分の7

*平成21年3月以前の免除期間は、上記の割合と異なります。

「全額免除」…3分の1、「3/4免除」…2分の1、「半額免除」…3分の2、「1/4免除」…6分の5

(注2) 「一部免除」については、減額された保険料を納めないまま2年を超えると、時効により納めることができなくなりますので、ご注意ください。

【申請手続きの流れ】

令和4年7月～令和5年6月分の申請

国民年金保険料
免除・納付猶予申請書

提出

お住まいの市（区）役所・町村役場の国民年金担当窓口、
または年金事務所で受付（郵送も可）

日本年金機構で審査し、後日ハガキで結果をお知らせします。

* 審査期間中に催告状等が届く場合もありますのでご了承ください。

承認通知書
(全額免除)

承認通知書
(納付猶予)

承認通知書
(一部免除)

却下通知書
(不承認)

後日ご自宅に届く一部免除用の
納付書で納めてください。

一部免除の保険料額（月額）

	4分の3免除	半額免除	4分の1免除
【令和4年度】	4,150円	8,300円	12,440円

お手元の納付書で保険料を
納めてください。

* 納付書を紛失した場合は年金
事務所へご連絡ください。

令和5年7月分以降の申請

令和4年度の申請時に、継続を希望している場合は、申請しなくても審査されます。継続を希望していない場合は令和5年7月以降にあらためて申請してください。

詳しくはこちら

令和5年7月以降にあらためて申請してください。

ご希望により、2年目からは免除・納付猶予申請が不要となります

全額免除または納付猶予の承認を受けた方が、翌年度以降も引き続き、全額免除または納付猶予の承認を希望する場合は、申請が不要になります。ただし、失業等を理由とした特例による免除承認であった場合には、翌年度も申請書の提出が必要です。

* 翌年度以降は、毎年日本年金機構が審査を行い、審査結果を通知します。審査は、住民税の申告内容をもとに行いますので、所得の申告を忘れずに行ってください。

* 審査の結果、全額免除または納付猶予が不承認になった場合でも、一部免除に該当する場合には、あらためて申請が必要です。

■ 免除期間の保険料は、あとから納めることができます

免除または納付猶予の承認を受けた期間がある場合には、保険料を全額納付したときに比べ、将来受け取る年金額が少なくなります。これを補うために、10年以内であれば、あとから保険料を納めることができ、納めると年金額は減少しません。この制度を「追納制度」といいます。

* 免除等の承認を受けた期間の翌年度から数えて3年度目以降に追納する場合は、当時の保険料額に一定額が加算されます。

* 老齢基礎年金を受け取っている方は追納できません。

■ 産前産後期間は国民年金保険料の納付は不要です！

● 届出により、出産予定日（または出産日）が属する月の前月から4か月間は、保険料が免除になります。免除された期間も保険料を納付したのものとして、将来の老齢基礎年金の年金額に反映されます。

※ 出産には妊娠85日以上、死産、流産、早産を含み、多胎の場合は免除期間が長くなります。

● すでに免除手続や納付をしても届出ができますので、必ず市（区）役所または町村役場の国民年金窓口に出してください。（保険料を納付されている場合は後日お返しします。）

免除、追納及び産前産後免除に関する詳しい内容は、日本年金機構ホームページでご確認ください。

日本年金機構ホームページ <https://www.nenkin.go.jp/>

国民年金に加入中の方、国民年金に加入される方へ

令和4（2022）年5月よりマイナポータルから 国民年金手続の電子申請ができます

対象手続

- ①国民年金 第1号被保険者加入の届出（退職後の厚生年金からの変更等）
- ②国民年金保険料 免除・納付猶予の申請
- ③国民年金保険料 学生納付特例の申請

メリット
1

24時間365日、申請ができます！



メリット
2

スマートフォンから申請できます！



メリット
3

処理状況も申請結果も確認できます！

まずはマイナポータルの「利用者登録」が必要です →



手続にはマイナンバーカードと、その受け取り時に設定したパスワードが必要です。 <https://myrna.go.jp>

※「マイナポータル」とは、行政手続のオンライン窓口です。オンライン申請、行政機関等からのお知らせ通知の受信などのサービスを提供しています。

マイナポータルとねんきんネットをつなげると、
もっと便利 です！



つなげる手続は簡単！

メリット
1

日本年金機構からのお知らせをマイナポータルで受け取れます

学生納付特例が承認されて翌年度以降も在学予定の方の場合は簡便な方法で電子申請が行えるお知らせが受け取れます。今後もお知らせサービスを拡充予定です。

メリット
2

年金記録を確認できます。

ご自身の国民年金の記録や、お勤めになられた会社の履歴、標準報酬月額、賞与額が確認できます。

メリット
3

将来の年金見込額を試算できます

働きながら年金を受け取る場合や、年金の受給開始を遅らせる場合などさまざまな条件に合わせた試算ができます。

マイナポータルからの手続が必要です。

手続にはマイナンバーカードと、その受け取り時に設定したパスワードが必要です。

カンタン! スマートフォンで電子申請

1 マイナポータル利用のためご用意いただくもの

○マイナンバーカード

○マイナンバーカードを受け取った際に設定したパスワード

・パスワード①：利用者証明用 電子証明書パスワード（数字4桁）

・パスワード②：券面事項入力補助用パスワード（数字4桁）

2 マイナポータル利用者登録手続

〔すでに利用者登録されている方はマイナポータルにログインし「3 申請手続」へ〕

① マイナポータルのトップ画面の「利用者登録/ログインして使う」を選択

② 「利用者登録」を選択

③ 「スマートフォン」を選択し、マイナポータルアプリをダウンロード

④ 「利用者登録/ログイン」を選択

⑤ パスワード①を入力し、スマートフォンの裏側にマイナンバーカードを押し当てて読み取りを開始

⑥ 画面の案内にしたがい入力・選択し、登録が完了

3 申請手続

① マイナポータルのトップ画面の「年金の手続をする」を選択

② 「国民年金に関する手続」画面にて、希望する手続を確認し「手続に進む」を選択

③ パスワード②を入力し、スマートフォンの裏側にマイナンバーカードを押し当てて読み取りを開始

④ 画面の案内にしたがい、申請に必要な内容の入力・選択等を行う

⑤ 個人情報の取扱い等を確認し、「同意する」「申請する」を選択

4 送信完了したら 電子申請が完了 です

ご不明な点等ございましたら、以下をご覧ください。

■ ホームページで確認



※こちらの二次元コードからアクセスできます

日本年金機構

検索

<https://www.nenkin.go.jp/>

■ お電話で確認（ねんきん加入者ダイヤル）



0570-003-004

050から始まる電話でおかけになる場合は

03-6630-2525

受付時間

月曜日～金曜日：午前8時30分～午後7時

第2土曜日：午前9時30分～午後4時

※祝日(第2土曜日を除く)、12月29日～1月3日はご利用いただけません